

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 7 年 6 月 6 日

宮崎県知事 殿

提出者 南日本酪農協同株式会社都城工場
住 所 宮崎県都城市高木町5282
氏 名 工場長 花村 和夫

電話番号 0986-38-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、2024 年度の産業
廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称

南日本酪農協同株式会社 都城工場

事業場の所在地

宮崎県都城市高木町5282番地

事業の種類

処理牛乳・乳飲料製造業(0913)

産業廃棄物処理計画における
計画期間

2024年4月1日 ～ 2025年3月31日

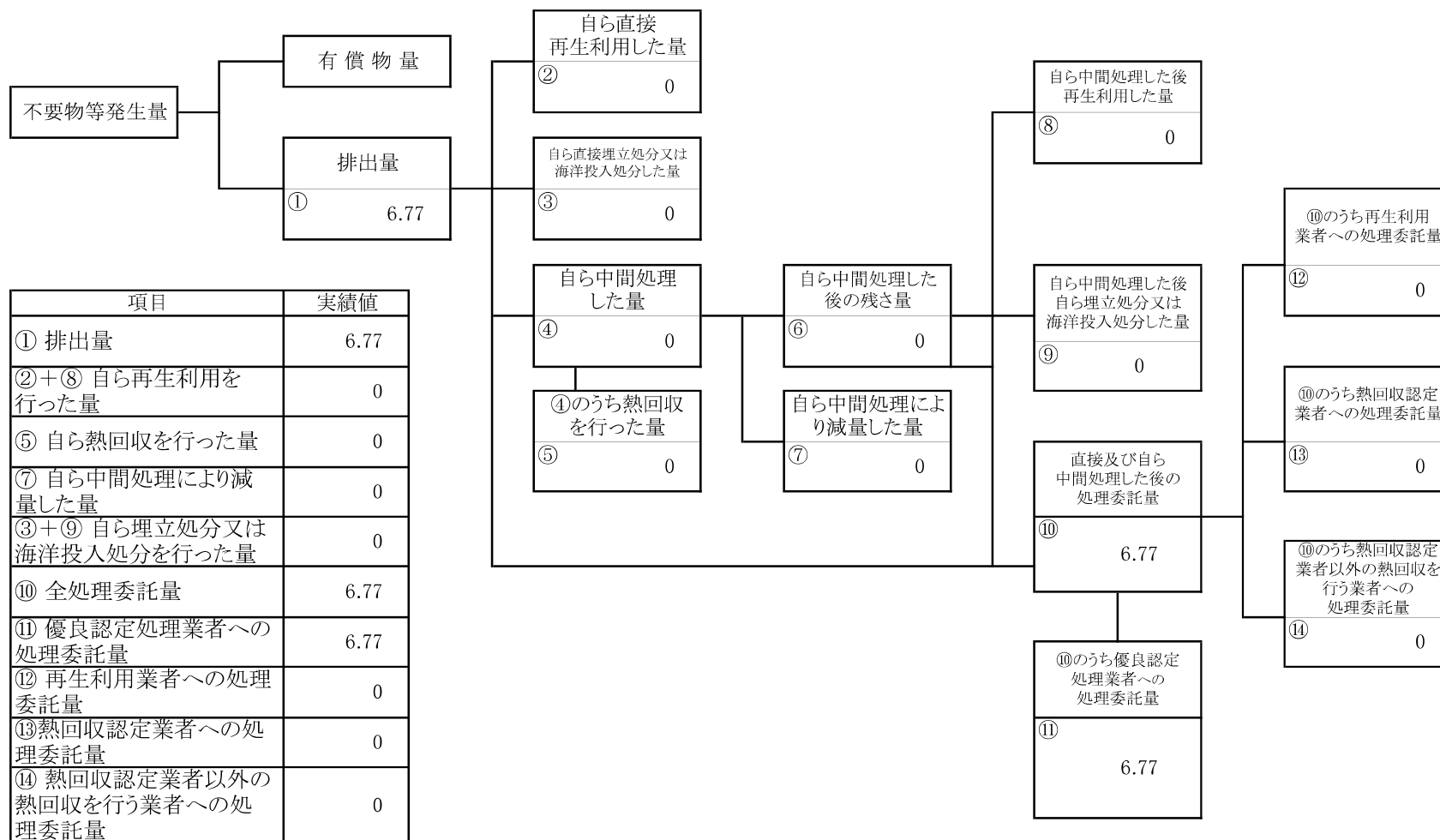
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	23,965 t	全処理委託量	1,265 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	1,265 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	1,249 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	24,000 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t

※事務処理欄

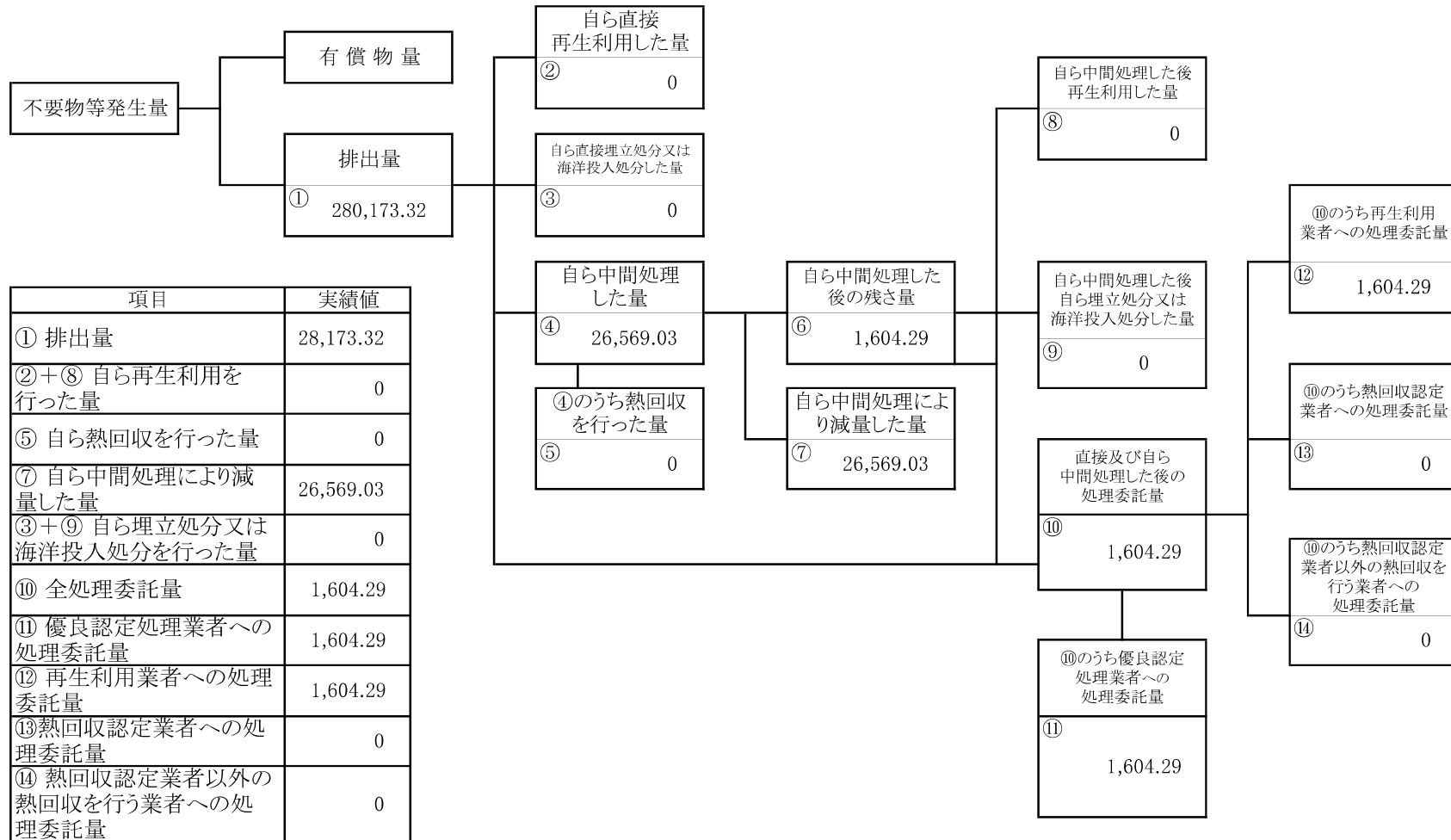
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 安定型混合廃棄物 単位 t/年)



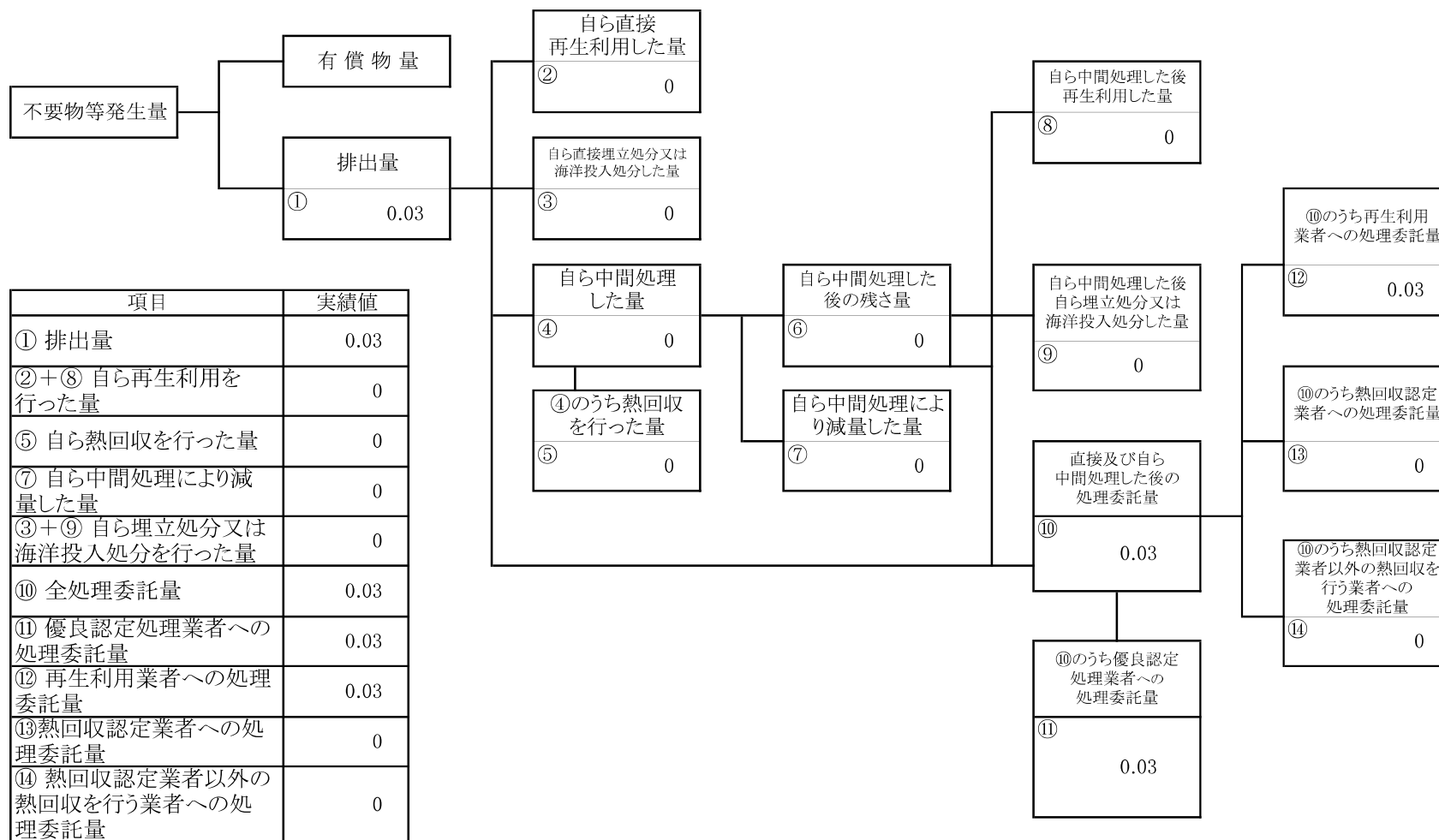
計画の実施状況

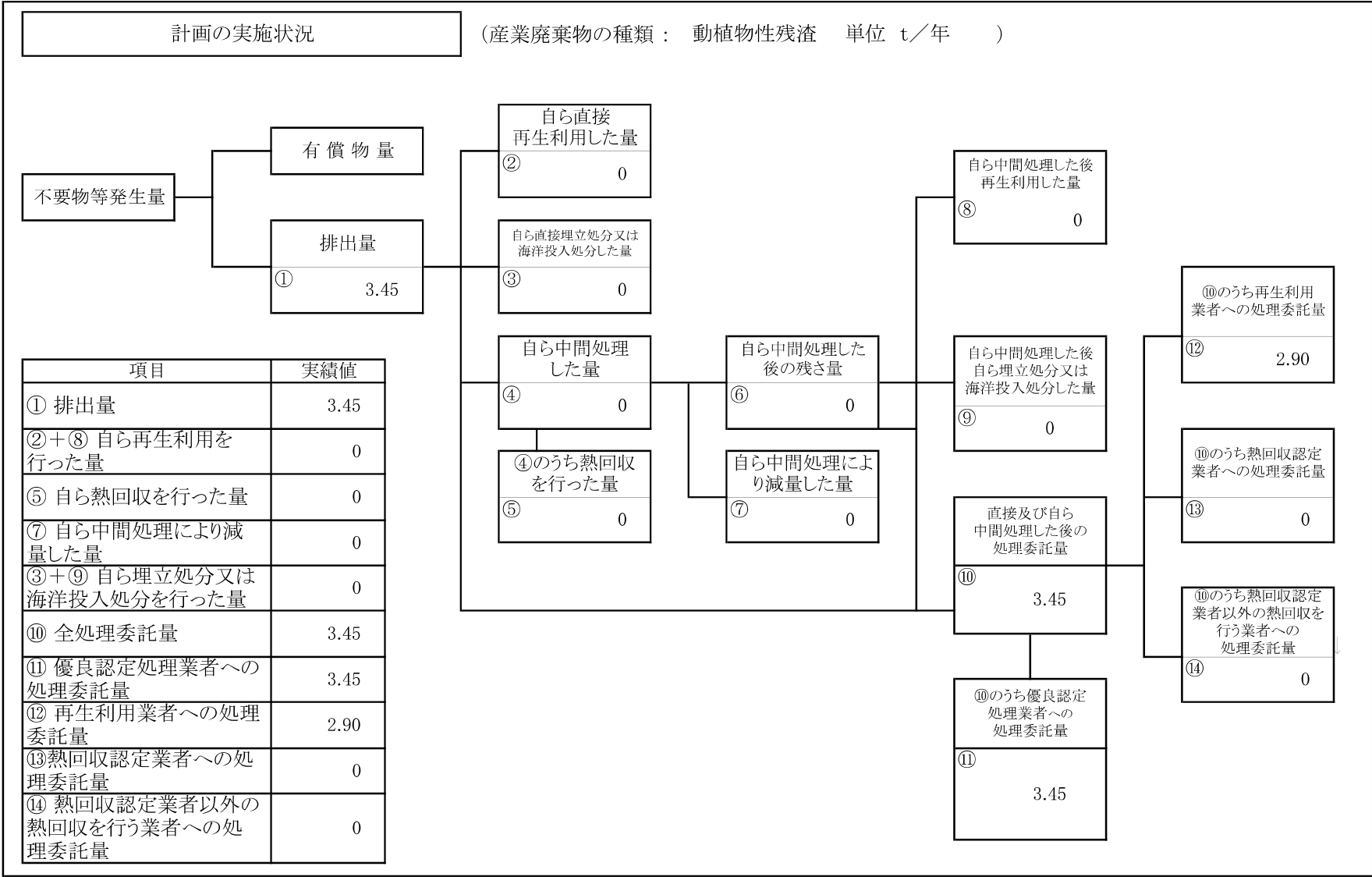
(産業廃棄物の種類： 汚泥 単位 t/年)



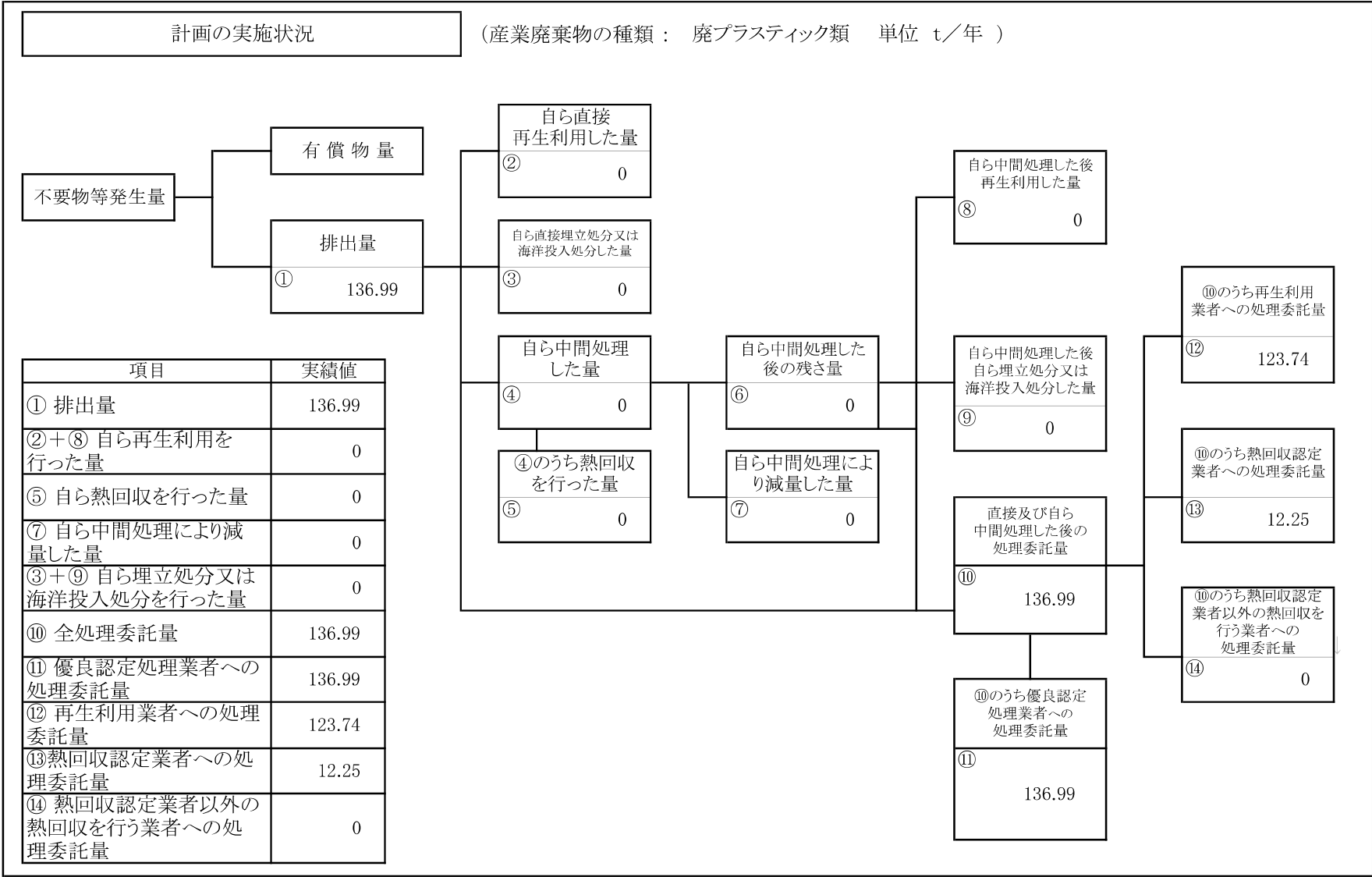
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 金属くず 単位 t/年)

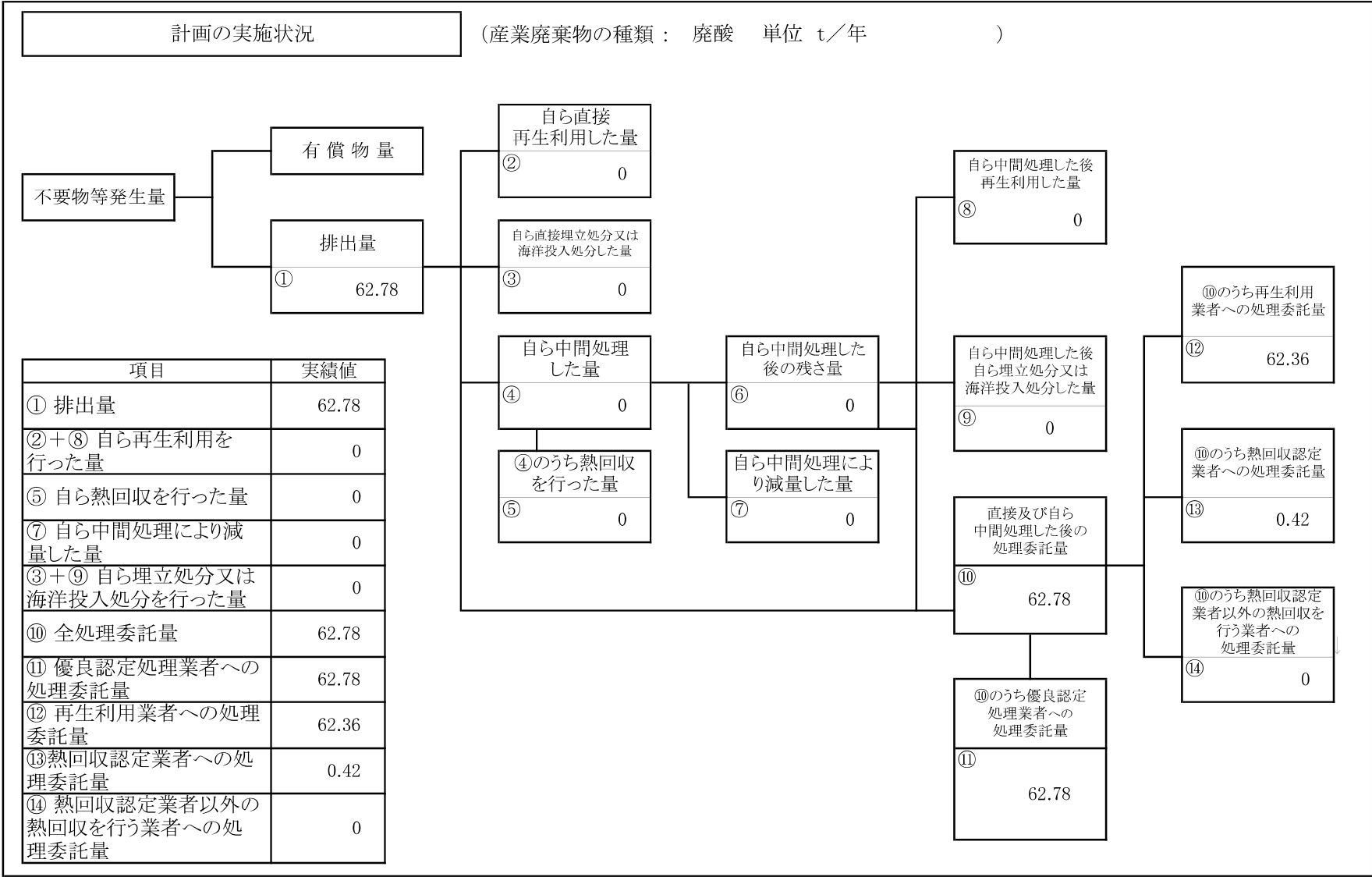




※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。



※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類： 木くず 単位 t／年)

不要物等発生量

有償物量

排出量

①0.20

②自ら直接再生利用した量

0

③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量

0

④自ら中間処理した量

0

④のうち熱回収を行った量

⑤0

⑥自ら中間処理した後の残さ量

0

⑦自ら中間処理により減量した量

0

⑧自ら中間処理した後再生利用した量

0

⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

0

⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

0.20

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪0.20

⑩のうち再生利用業者への処理委託量

⑫0.20

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬0

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑭0

項目	実績値
① 排出量	0.20
②＋⑧ 自ら再生利用を行った量	0
⑤ 自ら熱回収を行った量	0
⑦ 自ら中間処理により減量した量	0
③＋⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩ 全処理委託量	0.20
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	0.20
⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.20
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭ 熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

※ 数字の0(ゼロ)が入っているところは自動計算になっています。

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【 前年度（2024年度）実績 】												
	産業廃棄物の種類	安定型混合	有機性汚泥	金属くず	紙くず	動・植物性残渣	廃アルカリ	廃プラスチック類	廃酸	廃油	木くず	ガラス・コンクリ 陶器くず	合計
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量（t）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量（t）	0	26,569.03	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26,569.03

②計画	【2025年度 目標 】												
	産業廃棄物の種類	安定型混合	有機性汚泥	金属くず	紙くず	動・植物性残渣	廃アルカリ	廃プラスチック類	廃酸	廃油	木くず	ガラス・コンクリ 陶器くず	合計
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量（t）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量（t）	0	27,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,000

具体的 取組	取組内容	①有機性汚泥に関しては、脱水処理設備において中間処理を行い減容化に取り組んでいる。 ②設備更新による洗浄水の削減。 ③汚泥脱水機効率的な運転による汚泥ケーキ排出量の削減。 ④有機性汚泥以外の廃棄物に関しては、排出抑制及び再生利用出来る廃棄物への転換を進め減容化を図る。
-----------	------	---

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

[illegible][illegible]

具体的 取組	①廃棄物に関する外部研修として、廃棄物処理委託業者に対して適性処理に関する視察の実施 ②法的に適合した廃棄物の区分と処理委託業者の選択及び処理の依頼、および新規業者の開拓 ③電子マニフェストにおいて収集運搬、中間処理。最終処分工程が適切に行われているか確認を行う ④PETボトルキャップを利用した社会貢献(福祉団体に寄贈しワクチン購入)
-------------------	--

(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。